



医政発0328第10号

平成31年3月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱の一部改正について

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月7日医政発0307第3号本職通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

改正後	現行
<p data-bbox="331 236 920 260">有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱</p> <p data-bbox="129 300 282 323">1～3 (略)</p> <p data-bbox="129 363 383 451">4 事業内容 (1)～(2) (略) <u>(削除)</u></p> <p data-bbox="129 491 237 515">5 (略)</p>	<p data-bbox="1346 236 1935 260">有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱</p> <p data-bbox="1144 300 1296 323">1～3 (略)</p> <p data-bbox="1144 363 1397 451">4 事業内容 (1)～(2) (略) <u>(3) 火災通報装置設備</u></p> <p data-bbox="1144 491 1252 515">5 (略)</p>

別添

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱

医政発0307第3号

平成26年3月7日

最終改正 医政発0328第10号

平成31年3月28日

1 目的

スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

(ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

3 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

4 事業内容

(1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む)

(2) 自動火災報知設備整備

5 交付対象

平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令 (平成26年政令第333号) 等により新たに4に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。